

事務事業評価表 平成22年度

政策 安心を感じる保健・医療・福祉の充実

施策 子育て環境の充実

基本事業 施策の総合推進

事業名 **母子・父子家庭等日常生活支援事業**

[0165]

部名	健康福祉部	事業開始年度	平成15年度	実施計画事業認定	非対象
課名	子育て支援室子ども家庭課	事業終了年度	-年度	会計区分	一般会計

事務事業の目的と成果	
対象	<p>(誰、何に対して事業を行うのか)</p> <p>一時的に生活援助、保育サービスが必要な母子・寡婦・父子家庭</p>
意図	<p>(この事業によって対象をどのような状態にしたいのか)</p> <p>安心して子どもを預けられ、又は生活が送れるようになる。</p>
手段	<p>(事務事業の内容、やり方、手段)</p> <p>就業等の自立促進のためや疾病などの事由により、団体と支援員派遣の委託契約を行い、一時的にサービスが必要な家庭に支援員を派遣し、生活援助(食事・介護他)、子育て支援(保育サービス等)を行う。</p>

事業量・コスト指標の推移						
区分		単位	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度当初
対象指標1	一時的に生活援助、保育サービスが必要な母子・寡婦・父子家庭数(把握困難)					
対象指標2	ひと親医療費受給世帯数	世帯	1,177	1,211	1,099	1,222
活動指標1	支援員派遣の委託先	件	1	1	1	1
活動指標2						
成果指標1	利用世帯数	世帯	0	0	3	3
成果指標2	利用実績時間数	時間	0	0	54	72
単位コスト指標						
事業費計(A)		千円	0	0	85	111
正職員人件費(B)		千円	837	836	830	833
総事業費(A)+(B)		千円	837	836	915	944

費用内訳	
21年度	委託料 85千円

事業を取り巻く環境変化

事業開始背景	平成 15年 10月から子育て支援事業の一環として開始。	事業を取り巻く環境変化	母子及び寡婦福祉法により 道が行っていたが平成 14年度に廃止となったために、母子及び寡婦・父子家庭等の支援事業として開始。
--------	------------------------------	-------------	----------------------------------------------------------------

21年度の実績による事業課の評価（7月時点）

(1)税金を使って達成する目的（対象と意図）ですか？市の役割や守備範囲にあった目的ですか？

- 義務的事務事業
- 妥当である
- 妥当性が低い

理由・
根拠は？

住民と身近な市町村が行うことにより 利用しやすくなり 子育てに関する支援策として市が行うのは妥当である。

(2)上位の基本事業への貢献度は大きいですか？

- 貢献度大きい
- 貢献度ふつう
- 貢献度小さい
- 基礎的事務事業

理由・
根拠は？

母子・父子家庭に支援を行う制度であり 子育て支援サービスとして貢献できる。

(3)計画どおりに成果はあがっていますか？計画どおりに成果がでている理由、でていない理由は何ですか？

- あがっている
- どちらかといえばあがっている
- あがらない

理由・
根拠は？

一定の利用があり 一時的に生活援助が必要な母子世帯等に支援を行うことができた。

(4)成果が向上する余地（可能性）は、ありますか？その理由は何ですか？

- 成果向上余地 大
- 成果向上余地 中
- 成果向上余地 小・なし

理由・
根拠は？

委託先を増やすことで支援のニーズに対応できる体制を整える。

(5)現状の成果を落とさずにコスト（予算＋所要時間）を削減する新たな方法はありませんか？（受益者負担含む）

- ある
- ない

理由・
根拠は？

事務量が少ないのでコストへの影響が少ない。また、世帯状況に応じて負担額がある。